

## 防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外から本市に本社機能等に移転する企業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、企業の本社機能等の本市への移転を促進することによって、本市産業の振興と新たな雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能等 地域再生法施行規則（平成17年4月1日内閣府令第53号）第8条第1項第1号から第3号に掲げるものをいう。
- (2) 認定地域 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された本市の地方活力向上地域をいう。
- (3) 移転 市外から本社機能等に関する業務の全部又は一部を認定地域へ移転することをいう。
- (4) 事業者 本社機能等の認定地域への移転を行う法人又は個人事業者のうち別表1に定める要件に該当するものをいう。
- (5) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の第4条第1項に規定する被保険者で、期間の定めなく事業者に直接雇用されるものをいう。
- (6) 新規常用雇用者 常用雇用者のうち、本社機能等の業務に従事するために異動してきた市外からの転勤者又は新たに雇用された者（資本上の親子関係を有する市内の事業者からの転籍により新規雇用する場合を除く。）で移転を完了した日から1年を経過する日までにおいて、1年以上継続して当該本社機能等の業務に従事し、かつ本市に住所を有するものをいう。
- (7) 資本上の親子関係 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条で定める子会社及び親会社の関係をいう。

(8) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。

(9) 移転完了日 本社機能等の移転に伴う人員配置が完了し、移転された本社機能等の業務を開始する日をいう。

（補助金交付の要件及び補助金の額）

第4条 補助金交付の要件及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

（事業計画認定申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業計画認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 定款、登記事項証明書及び役員一覧表

(2) 組織体制図

(3) 施設整備に係る図面

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に指定する申請書の提出期限は、別表2のとおりとする。

（事業計画認定）

第6条 市長は、前条の事業計画認定申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、第二条に掲げる本補助金の目的を満たし、事業計画の認定が適当であると認めるときは、その旨を事業計画認定通知書（別記第2号様式）により、当該認定事業者（以下「認定事業者」という。）に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をする場合において、当該事業認定の目的を達するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更又は中止）

第7条 事業計画を変更又は中止しようとする認定事業者は、事業計画変更（中止）申請書（別記第3号様式）を作成し、変更後の関係書類と併せて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更に係る申請があったときは、内容を審査し、要件を満たしていると認めるときは、事業計画変更認定通知書（別記第4号様式）を認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

（移転完了の届出）

第8条 認定事業者は、事業計画に係る本社機能等の移転を完了したときは、移転完了届（別記第5号様式）及び常用雇用者名簿（別記第6号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

（事業計画認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- （1） 事業計画認定申請の内容に虚偽又は不正があるとき。
- （2） 防府市の市税に未納、滞納又は未申告があるとき。
- （3） 事業計画認定申請に基づいて認定事業者が事業を行っていないと認めるとき。
- （4） 第7条第1項の規定による中止の届出があったとき。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、移転を完了した日から1年を経過した日以後、当該1年を経過した日の属する年度の3月31日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 補助金交付申請書（別記第7号様式）
- （2） 常用雇用者名簿（別記第6号様式）
- （3） 会社概要書
- （4） 市税等の滞納のない証明書
- （5） 補助金の交付を受けようとする新規常用雇用者の住民票
- （6） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 市長は、前条に定める申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たり、条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第12条 前条第1項の通知を受けた認定事業者は、速やかに補助金支払請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の休止又は廃止）

第13条 認定事業者は、移転完了日以降に本社機能等を休止若しくは廃止しようとするときは、事業休止（廃止）届出書（別記第10号様式）を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、以後の補助金の交付を廃止するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付申請の内容に虚偽又は不正があるとき。

（2） 第9条の規定により事業計画の認定を取り消されたとき。

（3） 正当な理由によることなく本社機能等の移転が完了した日から5年以内に当該事業所等の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。

（4） 偽りその他不正な行為により補助金を受けようとし、又は受けたとき。

（5） 法令、山口県の条例、本市の条例又は本交付要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した事業者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（地位の承継）

第15条 相続、合併、営業譲渡その他の事由により、認定事業者から当該本社機能等を承継した事業者は、認定事業者の地位を承継したものとみなす。

なお、第11条第1項の交付決定を受けた事業者から当該本社機能等を承継した場合についても同様とする。

2 前項の規定により地位を承継した企業は、その承継した日から30日以内に地位承継届出書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期間等)

2 この要綱は、令和6年3月31日に効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の事業計画の認定を受けた事業については、同日後も効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期間等)

2 この要綱は、令和8年3月31日に効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の事業計画の認定を受けた事業については、同日後も効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

(有効期間等)

2 この要綱は、令和8年3月31日に効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の事業計画の認定を受けた事業については、同日後も効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助金交付の要件	補助金の額
<p>1 新規常用雇員者の人数が 5 人（認定申請及び交付申請の日において中小企業である場合にあっては 2 人）以上であること。</p> <p>2 交付申請時における本社機能等に従事する常用雇員者の人数が、移転完了時の人数と比較して減少しない場合に限る。 ただし、防府市内の既存の事業所等に本社機能に移転する場合は、認定申請時における当該事業所等の常勤雇員者の人数と移転完了時の人数のどちらか多い数を交付申請時の人数と比較するものとする。</p> <p>3 移転完了日が令和 8 年 3 月 3 1 日を越えないこと</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業又は公序良俗に反する事業を営んでいない者若しくはその恐れのないこと。</p> <p>5 市税に滞納がないこと。</p>	<p>新規常用雇員者一人につき 5 0 万円</p> <p>ただし、防府市工場等設置奨励条例又は防府市事業所等設置奨励条例で定める雇用奨励金の支給対象となる場合は新規常用雇員者一人につき 1 0 万円</p>

別表 2 (第 5 条関係)

事業計画認定申請書の提出時期	
1 新築・増築	工事着工の 3 0 日前まで
2 取得・賃貸	売買又は賃貸借契約締結の 3 0 日前まで

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名 称

代表者の職氏名

担当者の職氏名

連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金事業計画認定申請書

防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 定款、登記事項証明書及び役員一覧表
- 3 組織体制図（本社機能移転前、本社機能移転後を明示すること）
- 4 施設整備に係る図面
- 5 企業の概要を示すパンフレットその他参考資料

事業計画書

(名称) \_\_\_\_\_

1 企業の概要 ( 年 月 日現在)

(1) 企業の名称等

名 称		代 表 者 名	
所 在 地		資 本 金	円
設 立 年 月 日	年 月 日	常 用 雇 用 者	人

(2) 主要な事業所の概要

名 称	所在地	操業開始年月	常用雇用者	主要な事業内容及び生產品目等
		年 月	人	
		年 月	人	
		年 月	人	
計	—	—	人	—

(3) 過去3年間の収支状況

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上 高	百万円	百万円	百万円	
経 常 利 益	百万円	百万円	百万円	

(4) 直近の年度における防府市への納税額 ( 年 月期)

(単位 千円)

法 人 市 民 税	固 定 資 産 税	合 計

## 2 移転の場所、部門の概要及び時期

### (1) 移転の場所、部門の概要

所在地	
事業所の名称	
移転部門の名称	
移転部門の業種	
移転部門の事業内容等	

注 「移転部門の業種」の項については、本社機能等に該当する業種名（例：総務部門、企画部門、国際部門 等）を、「移転部門の事業内容等」の項については、当該移転部門の業務内容・具体的な本社機能等の詳細を記載すること。

### (2) 移転の時期

区分	実施時期
移転着手	年 月 日
移転完了	年 月 日

## 3 移転に伴う雇用に関する事項

(単位 人)

区分	計 画						備 考
	移転完了時 ( . . )			交付申請時 ( . . )			
	新規雇用	転勤	合計	新規雇用	転勤	合計	
事業所全体の 常用雇用者							
うち本社機能等 で勤務する者							
うち市内に住所 を有する者							

別記第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（名 称）

（代表者） 様

防府市長

防府市本社機能等移転促進補助金事業計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市本社機能等移転促進補助金要綱第5条による事業計画については、下記のとおり認定しましたので、防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知いたします。

1 認定事業者の所在地、名称及び代表者

2 条件

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名 称

代表者の職氏名

担当者の職氏名

連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金事業計画変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号をもって事業認定のあった下記事業計画について、下記のとおり事業の計画変更（中止）をしたいので、防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

3 添付資料

事業計画書

(名称) \_\_\_\_\_

1 企業の概要 ( 年 月 日現在)

(1) 企業の名称等

名 称		代表者名	
所在地		資本金	円
設立年月日	年 月 日	常用雇用者	人

(2) 主要な事業所の概要

名 称	所在地	操業開始年 月	常用雇用者	主要な事業内容及び生産品目等
		年 月		
		年 月		
		年 月		
計	—	—		—

(3) 過去3年間の収支状況

区 分	年度	年度	年度	備 考
売上高	百万円	百万円	百万円	
経常利益	百万円	百万円	百万円	

(4) 直近の年度における防府市への納税額 ( 年 月期)

(単位 千円)

法人市民税	固定資産税	合 計

## 2 移転の場所、部門の概要及び時期

### (1) 移転の場所、部門の概要

所在地	
事業所の名称	
移転部門の名称	
移転部門の業種	
移転部門の事業内容等	

注 「移転部門の業種」の項については、本社機能等に該当する業種名（例：総務部門、企画部門、国際部門 等）を、「移転部門の事業内容等」の項については、当該移転部門の業務内容・具体的な本社機能等の詳細を記載すること。

### (2) 移転の時期

区分	実施時期
移転着手	年 月 日
移転完了	年 月 日

## 3 移転に伴う雇用に関する事項

(単位 人)

区分	計 画						備 考
	移転完了時 ( . . )			交付申請時 ( . . )			
	新規雇用	転勤	合計	新規雇用	転勤	合計	
事業所全体の 常用雇用者							
うち本社機能等 で勤務する者							
うち市内に住所 を有する者							

別記第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（法人名）

（代表者） 様

防府市長

防府市本社機能等移転促進補助金事業計画変更認定通知書

年 月 日付けで申請の防府市本社機能等移転促進補助金要綱第7条による事業計画の変更については下記のとおり認定しましたので、防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知いたします。

1 承認の内容

別記第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名 称

代表者の職氏名

担当者の職氏名

連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金移転完了届

年 月 日付け 第 号をもって事業認定のあった事業計画について、  
下記のとおり移転を完了したので、防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第8条の規定  
により届け出ます。

1 本社建物等所在地 防府市\_\_\_\_\_

2 移転完了年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

常用雇用者名簿

(名称)

移転した本社機能等に従事する常用雇用者について、下記のとおり間違いがないことを宣誓いたします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日現在

	補助対象	従業員氏名	住所	雇用（移動） 開始年月日	所属 部署	前所属 部署	雇用 形態	被雇用 保険保 者  險	防府市の 他の雇用 奨励金の 適用
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- ※ 本社機能等移転促進補助金の対象（予定）者（新規常用雇用者）は、補助対象の欄に○を記入してください。
- ※ 前所属部署の欄には新規常用雇用者（予定）の前所属部署を記入してください。
- ※ 雇用形態の欄には雇用の種類(正社員、パート等)を記入してください(派遣社員は除く。)
- ※ 雇用保険法の被保険者の場合は、被保険者の該当欄に○を記入してください。  
補助金交付申請書提出時は、併せて資格取得年月日・事業所番号・雇用保険被保険者番号が分かる書類の写し又は一覧を提出してください。
- ※ 防府市事業所等設置奨励条例、工場等設置奨励条例の雇用奨励金の対象（予定）となる場合は、防府市の他の雇用奨励金の欄に○を記入してください。
- ※ 収集した氏名、住所等の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報が漏洩したり滅失したりすることのないよう適切に扱います。  
また、収集した情報は、補助金業務を適切かつ円滑に執行するために利用し、それ以外の目的では、一切利用いたしません。
- ※ 当該名簿にある内容を満たす名簿をもってこれに代えることができます。

（宛先）防府市長

所在地  
 名 称  
 代表者の職氏名  
 担当者の職氏名  
 連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金交付申請書

防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

交付申請額 円

1 事業計画認定日	年 月 日	文書番号：	第 号
2 移転完了日	年 月 日		
3 対象者数及び対象金額	新規常用雇用者		
		1人当り	人数
	防府市事業所等設置奨励条例、防府市工場等設置奨励条例の雇用奨励金の対象となる新規常用雇用者	10万円	人
	その他の新規常用雇用者	50万円	人
	合 計		人

（添付書類）

- 1 常用雇用者名簿【交付申請時】（別記第6号様式）
- 2 実績報告書
- 3 市税等の滞納のないことの証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

## 実 積 報 告 書

(名称) \_\_\_\_\_

## 1 企業の概要 ( 年 月 日現在)

## (1) 企業の名称等

名 称		代 表 者 名	
所 在 地		資 本 金	円
設 立 年 月 日	年 月 日	常 用 雇 用 者	人

## (2) 主要な事業所の概要

名 称	所在地	操業開始年月	常用雇用者	主要な事業内容及び生產品目等
		年 月	人	
		年 月	人	
		年 月	人	
計	—	—	人	—

## (3) 収支状況 ( 年 月期) (直近の決算状況)

区 分	金 額	備 考
売 上 高	百万円	
経 常 利 益	百万円	

## (4) 直近の年度における防府市への納税額 (令和 年度)

(単位 千円)

法 人 市 民 税	固 定 資 産 税	合 計

## 2 移転の場所、部門の概要及び時期

### (1) 移転の場所、部門の概要

所在地	
事業所の名称	
移転部門の名称	
移転部門の業種	
移転部門の事業内容等	

注 「移転部門の業種」の項については、本社機能等に該当する業種名（例：総務部門、企画部門、国際部門 等）を、「移転部門の事業内容等」の項については、当該移転部門の業務内容・具体的な本社機能等の詳細を記載すること。

### (2) 移転の時期

区分	実施時期
移転着手	年 月 日
移転完了	年 月 日

## 3 移転に伴う雇用に関する事項

(単位 人)

区分	実 積						備 考
	移転完了時 ( . . . )			交付申請時 ( . . . )			
	新規雇用	転勤	合計	新規雇用	転勤	合計	
事業所全体の 常用雇用者							
うち本社機能等 で勤務する者							
うち市内に住所 を有する者							

別記第 8 号様式（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

（名 称）

（代表者） 様

防府市長

防府市本社機能等移転促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については下記のとおり  
交付することに決定しましたので、防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱  
第 1 1 条第 1 項の規定により通知いたします。

交付決定対象事業計 画及びその内容	
補助金交付決定金額	金 円
交付の条件	

別記第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

名 称

代表者の職氏名

担当者の職氏名

連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があった防府市本社機能等移転促進補助金の支払を受けたいので、防府市本社機能等移転促進補助金要綱第12条第1項の規定に基づき下記のとおり請求します。

金 円

【振込先】

銀行名	銀行	支店
預金種類	口座番号	
口座名義	(フリガナ)	

（宛先）防府市長

所在地

名 称

代表者の職氏名

担当者の職氏名

連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金事業休止（廃止）届出書

防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第13条の規定により、事業の休止（廃止）について関係書類を添えて届け出いたします。

事業計画認定日	____年____月____日 文書番号：____第____号
休止（廃止）日	年 月 日
休止（廃止）の理由	
添付資料	

（宛先）防府市長

所在地  
名 称  
代表者の職氏名  
担当者の職氏名  
連絡先：TEL（ ） － FAX（ ） －

防府市本社機能等移転促進補助金地位承継届出書

防府市本社機能等移転促進補助金交付要綱第15条の規定により、防府市本社機能等移転促進補助金の事業認定等を受けた事業者の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

承継事業者	(フリガナ) 名 称 所在地
事業計画認定日	___年___月___日 文書番号：___第___号
補助金交付決定日	___年___月___日 文書番号：___第___号
承継年月日	年 月 日
被承継事業者	名称 代表者氏名 本社又は主たる事務所の所在地
承継の理由	

（添付書類）

- 1 合併契約書、登記事項証明書等承継の事実を証するもの。
- 2 その他市長が必要と認める書類